

情報通信審議会 郵政政策部会 郵便料金政策委員会（第11回）議事録

1 日時 令和7年5月30日（金）10時01分～10時48分

2 場所 Web会議

3 出席者

（1）構成員（敬称略）

山内 弘隆（主査）、東條 吉純（主査代理）、荒牧 知子、大橋 弘、
実積 寿也、関口 博正、長田 三紀、三浦 佳子

（2）事務局

牛山 智弘（郵政行政部長）、折笠 史典（郵便課長）、
江口 雄太（郵便課課長補佐）、柳迫 泰宏（信書便事業課長）、
能登部 康生（信書便事業課課長補佐）

4 議題

（1）郵政事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方報告
書（案）について

（2）その他

開 会

○山内主査 　ただいまから第11回郵便料金政策委員会を開催いたします。

　本日はウェブ会議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにして、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

　現時点で10名中8名の委員に御出席をいただいております。なお、男澤委員、それから藤沢委員は、本日は御欠席と伺っております。また、大橋委員は、途中で退席される可能性があるということでございます。

議 題

(1) 郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方報告書(案)について

○山内主査 　それでは、本日の議事に入りたいと思います。本日は、これまでの委員会における検討を踏まえて事務局で作成していただいた報告書(案)について議論をさせていただきまして、取りまとめを行いたいと思います。

　それでは、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○折笠郵便課長 　総務省郵便課の折笠でございます。

　今、主査からございましたとおり、本日は、これまでの委員会での御議論を受けて取りまとめました報告書(案)について御議論をいただければと思います。本日の資料でございますけれども、資料11-1が報告書(案)の本体でございます。資料11-2といたしまして、報告書(案)の概要資料をおつけしております。資料11-2の概要資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。

　まず、1ページを御覧ください。郵便料金政策委員会についての概要でございます。本委員会の検討の経緯、検討項目、検討体制、開催状況についてまとめております。

　2ページを御覧ください。2ページ以降が報告書の第1章でございます。検討の背景についてでございます。

　3ページに行ってくださいまして、第1節ということで郵便事業を取り巻く環境の変化の主なものということで、まず、左上でございますけれども、我が国の人口は減少が

続いており、今後も減少傾向が継続する見込みであること。それから右側でございますけれども、デジタル化の進展ということで、インターネットの普及率が増加していること。また、そのインターネット、それからSNSの用途としましては、知人とのコミュニケーションの割合が高く、これらが郵便に代わるコミュニケーション手段として利用されていること。それから左下でございますけれども、近年、エネルギー価格等を含め、幅広く物価が上昇傾向にあることを記載しております。

4ページを御覧ください。郵便事業の現状と郵便料金の改定等でございます。このページは、まず、郵便事業の現状でございまして、左側でございますけれども、人口減少、それからデジタル化の進展などによりまして、郵便物数は2001年度のピーク時と比較しますと、昨年度で約52%減少しております。通数としては、昨年度が約125億通となっております。

また、その下でございますけれども、郵便物数、それから人口が減少している一方で、世帯数は増加しておりまして、配達箇所数は横ばいであるという状況です。その一方で、現時点におきましては、毎日固定の配達ルート維持が必要であるということで、1か所当たりの配達通数は減少し、配達効率は悪化しているということでございます。

右側に参りまして、人件費の上昇です。郵便事業は、営業費用の約75%を人件費が占める労働集約的な事業でありまして、人件費の上昇が収支に大きく影響してまいります。国全体の賃上げ、それから労働需給の逼迫などの影響もありまして、下段のグラフにございますように、近年、正社員・時給制社員ともに日本郵便の社員の賃金は上昇傾向にございます。

5ページを御覧ください。昨年の料金改定から本委員会での検討に至る経緯でございます。まず、上段でございますけれども、日本郵便では費用削減の取組を進めてきましたが、郵便物数の減少などの影響もありまして、郵便事業の収支は厳しい状況でございます。具体的には、令和4年度に、民営化以来初めて郵便事業の収支が赤字となりまして、翌年度にはさらに赤字幅が拡大しているという状況でございました。

下段に参りまして、こうした状況を踏まえまして、昨年の6月に、25グラム以下の定形郵便物の料金の上限額を定める総務省令を改正し、10月には、消費税増税に伴うものを除けば、およそ30年ぶりとなる郵便料金の全面的な改定が行われたところでございます。ただし、この改定は最小限の値上げ幅で行ったものでありますことから、右下のグ

ラフにございますように、郵便事業の収支は、今年度には黒字化する見通しでございますけれども、来年度以降は再び赤字となりまして、赤字幅も年々拡大していくという見通しでございます。

このため、左下のところでございますけれども、こうした状況を踏まえまして、国民生活や経済活動にとって重要なものである郵便サービスの安定的な提供を確保するという観点から、環境変化を踏まえた郵便料金制度の在り方について委員会で検討を行ってきたところでございます。

6ページを御覧ください。ここからが第2章ということで、郵便事業を取り巻く経営環境等が変化する中での郵便料金に係る制度の在り方でございます。これまで委員会において御議論いただきました各論点について、検討内容と方向性をまとめております。

7ページでございます。大きな論点の1つ目ということで、郵便事業における収支相償についてとなります。現状と課題でございますが、現行の郵便法第3条は、いわゆる「郵便事業における収支相償」を規定しておりまして、仮に現行の料金では、能率的な経営の下においても適正な原価を償い、適正な利潤を含むということが困難となる場合につきましては、法律上、郵便料金の値上げが求められるという制度となっております。このため、昨今の郵便事業の状況を踏まえすと、今後、短期間に度々の郵便料金の値上げが必要になる可能性があるということでございます。

中段の左側を御覧ください。収支相償の見直しの必要性等についての検討でございます。多様な通信手段が普及する中で郵便料金の値上げを行いますと、物数の減少幅の一層の拡大につながりまして、かえって郵便事業の収支にマイナスの影響を与える負のスパイラルに陥る可能性があることがございます。

また、収支相償の規定が設けられた元々の趣旨がこの枠囲いの部分でございまして、ア) 収支を度外視した過度に低廉な料金の設定などを防ぐことですか、イ) 不当に高額な郵便料金の設定や郵便の収益を競争領域の他事業に内部補助することで、当該他事業における公正競争を阻害するということを防止するといった趣旨でございますが、現時点におきましては、過度に低廉な料金の設定でありますとか、郵便の収益による他事業への内部補助は、いずれも想定しがたい状況にあると考えております。

下段の1パラに行ってくださいまして、方向性のところでございますけれども、このため、「郵便事業における収支相償」の規定の見直しを行い、日本郵便が会社全体の経営状況への影響などを考慮した上で料金改定の可否を判断できるようにするなど、日本

郵便の経営判断の余地を拡大する方向で検討を行うことが望ましいとしております。

中段の右側に行ってくださいまして、委員会での御議論の中におきまして、郵便以外の事業の収益も含めて郵便を支えていくことができないかとの御意見も頂戴したところでございます。この点につきましては、先ほど申し上げました郵便事業における収支相償の規定を見直しまして、日本郵便の経営判断の余地を拡大するというので、まず一定程度実現可能になるものと考えております。

他方で、例えば郵便事業以外の事業も含めて収支相償というような規定をすることによりまして、郵便事業の赤字を強制的に他事業の収益で補填する制度にするということも考えられますが、このような制度を導入いたしますと、荷物事業等の競争市場における公正競争でありますとか、日本郵便全体の経営にも大きな影響を及ぼすおそれがあると考えております。

また、郵便法は郵便以外の事業に何らの規律を課しておらず、郵便以外の事業の収支等も含めまして郵便料金の適切性を判断するということは、郵便法の趣旨からも適切ではないと考えております。このため、方向性の2パラでございますけれども、郵便以外の事業の収支も含めた収支相償とするのではなく、郵便事業の原価及び利潤に基づいて郵便料金の適正性を判断する制度とすることが望ましいとしております。

8ページを御覧ください。8ページは大きな論点の2つ目、料金に係る規制等でございます。このページでは、特に25グラム以下の定形郵便物に関する上限料金規制について述べております。

まず、現状と課題です。郵便料金の設定は原則届出制ですが、25グラム以下の定形郵便物の料金の上限額は総務省令で定めることとされております。ただし、その上限額の設定に関する郵便法の規定は定性的でございます。また、それを受けた具体の算定の考え方も明確になっていないという実態がございます。このため、日本郵便が環境の変化等を踏まえて料金の改定を行おうという場合には、まず、総務省令の改正を行う必要がございますけれども、ここに一定の時間を要しまして、主体的・機動的な対応が困難であるという状況でございます。

中段に行ってくださいまして、この点につきましては、ヒアリング事業者等からの要望も踏まえまして、より主体的・機動的に対応可能な制度へ見直すという方向性で検討を行うことが適切と考えられると思っております。その一方で、利用者保護等の観点から不当に高額な郵便料金の設定防止のため、引き続き上限料金については一定の規制を

維持することが必要であると考えているところでございます。

2 ポツでございますけれども、具体的な上限料金規制の在り方につきましては、他の公共料金制度や諸外国の郵便料金制度等を踏まえまして、委員会におきましては、プライスカップ制度と上限認可制度を中心に御検討いただいたところでございます。

中段の表が両制度の比較でございますけれども、利用者の保護、それから手続の実行性確保等の観点から、上限認可制度がより望ましいのではないかという方向性が示されまして、この点、特段の異論はなかったと考えております。

下段に行っていただきまして、これらを踏まえた方向性といたしましては、「不当に高額な郵便料金の設定の防止」の観点から、料金の上限額に一定の規制を課す仕組みは維持しつつ、日本郵便がより主体的・機動的に対応可能とするため、例えば「上限認可制度」のような日本郵便の発意に基づいて上限料金の設定等の手続を行う制度の導入を検討することが望ましいとしております。

9 ページを御覧ください。料金に係る規制等の続きで、特に定形郵便物以外の郵便料金に係る規制等についてとなります。まず、現状と課題でございます。25グラム以下の定形郵便物以外では、郵便書簡及び通常葉書、それから第三種・第四種郵便物について料金の上限に関する規制が定められております。このうち、郵便書簡及び通常葉書の料金の設定につきましては届出制、第三種・第四種郵便物につきましては認可制とされております。また、これら以外の郵便物につきましては、料金は届出制であり、上限に係る規制は特段定められていないというのが現状でございます。

2 ポツでございますけれども、また、郵便法では料金に関連する規定ということで、総務大臣による料金等の変更命令でありますとか、料金の上限額を決める際の審議会への諮問などが規定されているところでございます。

中段に行っていただきまして、まず1 ポツでございますけれども、もともと定形郵便物、それから郵便書簡・通常葉書といった軽量の信書について上限規制を設けていた趣旨というものは、これらがその制度を決めた当時の利用の大宗、約8割を占めておりまして、中でも葉書は約4割を占めているということで、国民生活に重要な役割を果たしているものであったということでございます。この点につきましては、右側の表にもございますように、今日においても軽量の信書が約8割を占めているということ、それから、葉書は約4割を占めているという状況でございます。いずれも規制が設けられた当時から大きな状況変化はないということと考えております。

2つ目の丸でございますけれども、第三種・第四種郵便物につきましては、現在認可制とされているところでございます。これを仮に定形郵便物と同様に上限認可制度を導入するというのを考えました場合、かえって手続が煩雑になるということがございます。また、第三種・第四種郵便物が認可制とされた趣旨でございますけれども、優れて国の政策判断に委ねられる事項であるという趣旨でございます。この点を考えると、十分なデータ等の検証が行われていない現時点におきまして、国の政策判断を不要とするような制度変更を行うことは適当ではないと考えられます。さらに、その他のところでございますけれども、これらの郵便物につきましては、見直しが必要な特段の状況変化はないものと考えております。

下段の1パラに行ってくださいまして、これらの検討を踏まえまして、郵便書簡・通常葉書、それから第三種・第四種郵便物、その他の郵便物に関する料金の規制につきましては、現行制度を据え置くことが望ましいとしております。

再び中段に戻っていただきまして、3パラでございます。料金の変更命令につきましては、引き続き社会経済状況の変化に対応するため必要性があるということ。また、今後、上限認可制度のような日本郵便の発意で上限料金を設定する制度を導入する場合には、当該上限額の変更命令についても検討が必要であると考えております。

4パラですけれども、委員会における議論の中でも、郵便料金設定手続の透明性確保の観点から、データの検証等がしっかりできるような体制も含めて検討が必要であるという御意見も頂戴したところでございます。

下の方向性の2パラでございますけれども、これらの検討を踏まえまして、上限認可制度等の導入の際には、当該上限料金の変更命令についても検討すること、それから手続の透明性確保の観点から、上限料金の設定手続について審議会への諮問を必要とする方向で検討すること、さらにその際、データの検証等も含めてになりますけれども、運用等についても検討することが望ましいとしております。

10ページを御覧ください。大きな論点の3つ目ということで、透明性・適正性のある郵便料金の算定の在り方、算定基準等についてでございます。まず、現状と課題でございますけれども、25グラム以下の定形郵便物の料金の上限額については総務省令で定めることとされておりますが、その具体的な算定の考え方は明確にされていないという状況で、昨年、郵便料金改定の際に付議いたしました物価問題に関する関係閣僚会議などにおきましても、郵便料金制度の見直しの検討結果を踏まえて算定基準等を作成・公表

するということが求められております。

また、鉄道の旅客運賃等、それから電気の規制料金など他の公共料金制度におきましても、あらかじめ作成・公表された算定基準等に基づきまして認可等が行われておりまして、郵便事業につきましても、今後、上限認可制度などを導入する際につきましても、当該上限料金に関する算定基準等をあらかじめ作成して公表していく必要がございます。

中段でございますけれども、まず、算定基準等の策定に関する今後の進め方を記載しております。算定基準等の検討に当たりましては、このページの中段以降から次ページにかけて記載のような非常に多くの論点がございます。加えて郵便事業の実態でありますとか、特殊性などを踏まえた具体的な検討が必要であると考えられますことから、委員会において御議論いただきました、ここに掲げておりますような、それぞれの論点、それから留意点などを踏まえまして、今後、総務省において専門家等の参画を得ながら、具体的な算定基準等の検討の場を設けて議論を行うことが望ましいとしております。

また、その際には、郵便事業の実態や特殊性等について分析を行った上で、基準のフィージビリティも含めて精査する必要があるとしております。その上で、このページから次ページにかけまして、算定基準等の策定に当たりまして、具体的な項目ごとに委員会でいただいた論点や留意点、方向性などを記載しております。

まず、黄色の枠でございますけれども、左側の部分ですが、算定基準等の検討の方向性についてということで、現状としましては、郵便料金については、個別の役務の収支で料金の適正性を判断することが妥当でないものがございますので、従来から総括原価方式が採用されているところでございます。

その下のポツですけれども、上限料金の算定基準の作成に当たりましては、現行制度で総括原価方式が採用されていること、定形郵便物の上限料金はできるだけ低く抑える必要があること、また、ポスト投函商品などもございますので、そういったものも含めて郵便物の種別や重量ごとに物数や費用を切り分けるのは困難であるといったようなことなどを考慮いたしまして、黄色の右側でございますけれども、算定基準等の作成に当たっては、現在の郵便料金設定の考え方と同様に総括原価方式を採用することが望ましいとしております。また、委員会で頂戴した御意見も踏まえまして、その際には25グラム以下の定形郵便物を他の郵便物より低廉にする点につきましても、算定基準等に明記す

ることなどの検討が必要であるとしております。

青い枠に行ってくださいまして、青は適正な原価のパートでございます。まず、青枠の1つ目ですけれども、左側、現状といたしまして、日本郵便は郵便法に基づき郵便事業の収支等を毎年算定・公表しておりますが、その際には、活動基準原価計算（ABC）に基づく費用の整理を行っております。この考え方には一定の合理性があると認められることから、算定基準等における原価の算定方法を検討するに当たりましては、現行の郵便事業における収支等の計算方法をベースに検討を行うことが望ましいとしております。

青枠の2つ目でございます。荷物事業等との費用配賦のところでございますけれども、日本郵便におきましては、現在の郵便事業の収支等の算定に当たりまして、原価を郵便と荷物に整理する際に、作業工程別に物数比、あるいは体積比といったようなコストドライバーにより按分を行っております。この点、郵便と荷物では大きさが異なりますため、どのコストドライバーを用いるのかによりまして、按分結果に差異が生じる可能性がございます。このため、先ほど申し上げました現行の計算方法をベースにしつつも、算定基準等への反映に当たりましては見直すべき点がないかということを改めて検討することが必要であるということ。それから特にコストドライバーにつきましては、実態等も踏まえて、その妥当性を検討することで透明性、説得力のある基準とすることが望ましいとしております。

11ページを御覧ください。人件費・物価の上昇等の反映についてのところでございます。まず、原価の算定に当たりましては、合理的に説明が可能な範囲で人件費等の上昇を適切に反映する必要があるという点につきましては、本委員会における議論におきましても意見の一致があったと捉えております。

また、他の公共料金制度におきましては、人件費等の上昇の反映に関しまして、複数年にわたる原価の算定期間の設定でありますとか、実績だけではなくて公的な統計データを活用する方向で見直しなども行われているところでございます。

右側に参りまして、このため、郵便の原価の算定に当たりまして、まず、合理的に説明可能な範囲で人件費等の上昇を原価に反映することといたしまして、そのために原価の算定期間は、将来にわたる一定の幅を持った期間とすることが望ましいとしていただいております。また、公的統計データの活用の可能性でありますとか、DXによる影響等も含めて検討を行うことが必要としております。

青い枠の2つ目、経営効率化の反映についてでございます。上限認可制度はプライスカップ制度と比較すると、効率化努力のインセンティブが働きにくいというデメリットがあるという御指摘もいただいております。不必要な値上げを抑制するための仕組みについても併せて検討が必要となります。この点、鉄道や電気といった他の公共料金におきましては、ヤードスティック方式、あるいは効率化係数等により査定を行って効率化を図るということをやっております。

右側でございますけれども、郵便事業についてということですが、まず、算定基準等において一定の効率化を促す仕組みを組み込むことが望ましいとした上で、郵便事業の実態や特殊性を踏まえると、他の公共料金の仕組みをそのまま適用することは難しいのではといったような御意見もいただいておりますので、他の公共料金等の例も参考に、郵便事業の実態や特殊性を踏まえ、実行性も加味した上での検討が必要としております。

緑の枠、適正な利潤のところに行ってくださいまして、継続的な事業の実施のためには、円滑な事業運営に必要な資金の調達コストを料金から回収するということが不可欠でありまして、このため、鉄道や電気におきましては、レートベース方式により「適正な利潤」（事業報酬）を算定しております。

また、郵便につきましては、鉄道や電気よりも労働集約的な事業であること、それから、日本郵便の全株式は法律上日本郵政に保有が義務づけられているといったような特殊性を勘案する必要がございます。

さらに、3つ目の丸ですが、委員会における議論の中におきまして、利潤という言葉が誤解を招くことがないようにといった御指摘もいただいております。「適正な利潤」は事業継続に必要な資金調達コストの範囲内で算定されるものであり、過剰な利益を許容する趣旨ではないという点について理解を得ていくことが必要であると考えているところでございます。

これらを踏まえまして、右側でございますけれども、まず、郵便料金の算定に当たりましては、「適正な原価」に加え、「適正な利潤」を基に算定を行うことが妥当であるとしております。そして、「適正な利潤」につきましては、事業運営に必要な資金調達コストを賄うという趣旨の下で、レートベース方式を基本としつつ、適切な方式を検討することが望ましいとしております。

特にその具体的な算定方法の検討に当たりましては、郵便事業の実態や特殊性、設備

投資や研究開発の必要性等も踏まえ、その算定方法の実行性を加味することが必要であるとしておりまして、さらに「適正な利潤」について正しく理解を得るという観点から、「適正な利潤」の考え方や算定方法を算定基準において明確にした上で、実際に算定する過程についても一定程度示していくことが望ましいとしております。

最後、紫の将来の需要予測についてでございます。将来の需要予測は郵便事業の収入でありますとか、原価の算定結果に大きく影響するものでありますため、料金改定による影響も含めて、その正確性の確保というのは重要であると考えております。このため、需要予測の精度の向上を図るとともに、算定基準等において将来の需要予測の考え方等を反映していくことが望ましいとしております。

12ページを御覧ください。大きな論点の4つ目といたしまして、一般信書便役務に関する料金規制の在り方でございます。まず、上段、現状と課題でございますけれども、一般信書便役務の料金については、原則事前届出制でございますが、25グラム以下の定形郵便物に相当する信書便物については、郵便法と同様の規定で、総務省令で上限額を設定することとされておりまして、現在は定形郵便物と同額の上限額が省令で定められております。

今回、25グラム以下の定形郵便物の上限規制について、総括原価方式による主体性・機動性を高める仕組みに見直すという場合には、信書便の上限規制についても見直しが必要になると考えております。

中段でございますけれども、まず、一般信書便事業者が採算性の低い定形郵便物に相当する信書便物について、実質的な役務提供回避につながるような料金を設定し、郵便のユニバーサルサービスに支障が生じることを防止する必要があるとございます。

また、その下ですけれども、仮に当該信書便物の料金について、日本郵便と同様の総括原価方式に基づく制度に見直すこととした場合につきましては、両者のコスト構造の違いから、日本郵便と信書便事業者との間で上限額が異なりまして、結果として郵便ユニバーサルサービスの確保に支障が生じるということを許容してしまうおそれがあります。

方向性でございますけれども、このため、日本郵便に対する上限料金規制の見直しも踏まえ、一般信書便事業者が郵便ユニバーサルサービスの提供確保に支障を及ぼす料金設定をしないよう、引き続き一定の規律が必要としております。

13ページからが今後検討すべき事項ということで、14ページを御覧いただければと思

います。委員会における議論の中で、構成員の皆様方、それからヒアリング事業者等の皆様から、郵便料金に係る制度の在り方にとどまらない今後の郵便サービスの在り方ですとか、郵便ネットワークの維持方策などに関する御意見も頂戴したところでございます。

中段が主な御意見の概要についてざっくりと書かせていただいた表となっております。その下に行っていただきまして、委員会の場でも申し上げましたように、これらの御意見につきましては、委員会の直接的な検討事項である郵便料金制度の範囲を超えておりますことから、委員会の中では具体的な方向性の議論の対象とはしてこなかったところでございますけれども、今後の安定的・持続的な郵便事業の確保を図る上で、このような多角的な観点から、中長期的な展望も視野に入れた郵便事業の在り方等の検討は必要であると考えております。

また、日本郵便の個別具体のサービスでありますとか、料金割引等に関する御意見もいただいております。こちらは一義的には日本郵便において検討いただくことが望ましいのかなと思っております。

一番下の今後の検討課題等のところでございますけれども、郵便事業を取り巻く環境変化を踏まえ、利用者ニーズを踏まえた郵便サービスの在り方、今後の郵便ネットワークの維持に向けた課題、その対応等の観点から、持続可能な郵便事業の在り方について、今後、総務省において、専門家等の参画も得ながら、利用者等の意見も聴取しつつ、検討を行うことが望ましいということをおきまして記載することによりまして、今後、総務省における検討にもつなげていければと考えております。

駆け足で恐縮でございますけれども、以上で説明を終わります。どうぞよろしく願います。

○山内主査 どうもありがとうございました。郵便料金に係る制度の報告書（案）を御説明いただきました。冒頭にも申し上げましたが、今日は皆さんの御意見をいただいて取りまとめていきたいというところではありますが、今御説明いただいた内容について、御意見、御質問等あれば御発言願いたいと思います。チャットでもいいですし、手挙げ機能でもいいですので、御発言希望の旨お知らせいただければと思いますが、どなたか御発言御希望ありませんでしょうか。

基本的に料金の制度について規定を確認して、それで上限認可というのを基本にしてというようなことと、それから種別によって規制が違いますので、それも確認したという

ことです。さらに、上限認可という場合にどういうふうにそれを算定するかという課題、問題点を挙げつつまとめていただいたということでもあります。おそらく詳細については、また別途、検討することが必要になろうかということでもあります。どなたか御発言御希望いらっしゃいますか。東條委員、御発言ください。

○東條主査代理　御説明どうもありがとうございました。これまで議論を積み重ねてきたことが丁寧にまとめられていて、全体として非常に説得力のある報告書（案）になっていると理解をいたしました。その上で、やはり費用配賦を含めた今後の作業としての算定基準というのは非常に重要になってまいりますので、この報告書（案）で示された様々な各種の論点をきちっと精査した上で適正な算定基準を定めていくということが非常に重要であると改めて感じました。

それに加えて、今回は現行制度が現状に合わない部分を修正するということが非常に重要な第一歩、手続的な仕組みを変更する第一歩であると理解をしましたがけれども、本質的な問題というのはスライドの14ページ、今後検討すべき事項等として様々な御意見、中長期的な課題というのが委員あるいはヒアリング対象の方々の意見として出ておりました、この中にはユニバーサルサービスそのものの見直しを含めた、かなり踏み込んだ意見もあると承知しております。この部分を今後どういうふうに検討していくのかということも含めて今後の課題とさせていただきたいというふうに感じた次第です。

○山内主査　ありがとうございました。事務局、よろしいですかね。

○折笠郵便課長　ありがとうございます。まさにおっしゃっていただきましたとおり、算定基準の方を、しっかりとお示しいただいた様々な論点なども踏まえた上で適切に作っていくということが必要であるということ、また、おっしゃっていただきました、14ページの今後検討すべき課題につきましても、総務省としても必要な検討を今後行っていければというふうに思っております。ありがとうございます。

○山内主査　ありがとうございます。ほかにいらっしゃいますか。実積委員、どうぞ御発言ください。

○実積委員　ありがとうございます。非常に良い議論を重ねることができまして、しっかりまとめていただいて、いろいろな意見を反映していただいたと、いい報告書だと思っております。その上で、今回まとめていただいた今後の方向性というものが大きな制約の下での議論だったということを強調させていただきます。大きな制約の存在、つまり、先ほど東條委員から御発言がありましたとおり、現状のユニバーサルサービスというものを

守るということ、それを前提にした上での議論だったということを明記しておかなくてははいけないと思います。理由は、需要が減少していくと、冒頭のほうの資料にありますとおり、需要が半分ぐらいになっていって、しかも代替サービスであるデジタル化がどんどん進んでいくというふうに、非常事態というか、サービスの対象となるもの自体がリンクしていく状況の中で、どうやって健全なサービス提供を確保していくかという課題に本来は取り組まなくてははいけません。そういう問題に直面しているにもかかわらず、大枠というか、何を提供して、どのレベルで提供していくのかということに関してはフィックスした状況で議論しなくてははいけなくなったということが今回の問題を難しくしていたのではないかと考えております。

そうしたことは、長期的に考えなくてははいけない問題です。誰に対して、どのようなサービスを国の責任として提供し続ける必要があり、しかもそれをどういった負担でサステナブルにしていくかといった論点は、明らかに今回の委員会の議論を超える問題なのですが、本当はそれを先に議論した上で料金の在り方というのを議論しなければいけなかったという点はぜひ記録にとどめておいていただきたいです。その意味で、東條委員も言われましたけれども、最後のページにありました今後の検討課題というものの議論を今後は注力していかれることを期待したいと思います。ありがとうございます。

○山内主査　ありがとうございます。よろしいですかね。

○折笠郵便課長　ありがとうございます。おっしゃるとおり今回の委員会の検討範囲は料金制度に絞った議論となっております、まさにそれにとらわれない非常に多様な御意見を多数いただいたところでございますので、こちらについても今後しっかりと議論してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○山内主査　ありがとうございます。ほかに御発言、いかがでしょう。三浦委員、どうぞ。

○三浦委員　よろしく願いいたします。報告書は本当に丁寧にまとめていただいて、特に最後の今後検討すべき事項のところも様々な御意見を拾っていただき、これが公表されるということは大変良いことだと率直に思いました。

今後のことですが、情けない話ではありますが、いまだに郵便料金が値上げされていることを知らない国民もまだいらっしゃるわけです。いつの間に上がったの？と今さら言っている人も残念ながらまだいるくらいなので。ですからそれを今後どのように、例えばこの先の計画に関しても算定基準を設け、それを御説明するに当たっては丁寧な説明、いわゆる広報・伝達が必要かと強く感じています。手法は様々ありますが、もう少

しこの制度そのものを過去の経緯も含め、今このような状況なのでこうやって価格を上げた。この先、こうなるであろうことが見込まれるのでこうしたいのです、という分かりやすい説明を、例えばショート動画にまとめて、誰もが見られるようにウェブ上にアップするとか。また、これからも手紙なり、郵便を使っている若い人たちにも、学生も含めて分かりやすく、伝え得るものを作って見られるようにしたらどうかと思います。

私たちは委員として関わってきたので、経緯なりなんなりということが理解はできていますが、これを広く一般の消費者にどう伝えるかということも同時に進めていかないと、また、この次に新たな算定基準を立てましたとか、このような計画で進めますと言った時に認識の落差が出てしまうかもしれません。理解を深めていただくためにも、料金設定についてや、今のユニバーサルサービスを維持するための必要性についても、もしくは必要でないなら、どんな形でなら今後できるのかということも含めて、グラフや表を使って御説明するような何かそういうツール、何本か短編にして動画なりSNSを使うなりしていけば良いのではないのでしょうか。

と申しますのは、例えば日本郵便さんは全国に郵便局があつて、今待合室で見られるデジタルサイネージのような設備もありますし、KITTEのような大きな商業施設、郵政、行政が絡んでいるような施設などで上映する機会があるイベントもありそうですね。そのように見せる場があるという強みを何らかの形で活かせばよいのではないかと思います。プロセスも含めて、きちんと消費者の皆さんに伝えていき、これからパブコメ等も取りますので、意見を集約していく積み重ねが理解につながるのではないかと考えております。

以上、感想も含めた意見を述べさせていただきました。ありがとうございます。

○山内主査 どうもありがとうございます。事務局から何かありますか。

○折笠郵便課長 ありがとうございます。これまでまさに算定の考え方すらなかったということで、まさに周知・広報が必要とされる中で、その第一歩がまず算定基準等の作成かなというふうに思っております。その上で、その内容でありますとか、実際に算定するときのプロセスも含めまして、御指摘いただいた分かりやすく周知する、広報する手段というものについてしっかり検討していきたいと思っておりますし、実際の料金改定の際につきまして、周知につきましては、日本郵便とも連携して対応してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○山内主査　よろしいでしょうかね。そのほかにいらっしゃいますか。特によろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、報告書の取りまとめに関して皆様に意見をいただきましたが、特に何か修正するとか、そういったことの御指摘はなかったとっておりますので、形式的な細かい修正についてはあるかと思しますので、その辺、私のほうに一任をしていただいて、お認めいただいたということによろしいですかね。

（「異議なし」の声あり）

○山内主査　ありがとうございます。

それでは、報告書については、適宜修正した上で取りまとめさせていただきまして、これは、6月5日に情報通信審議会の郵政政策部会がございまして、そこで私のほうから報告をさせていただくという形にしたいと思っております。ありがとうございました。

以上が議事の内容になりますが、最後に、本日がこの委員会の最後の会合ということになりますので、報告書に限らず、全体を通じて何か御感想等ありましたら御自由に御発言いただきたいと思っております。先ほどももう既にそういった内容の御発言がございましたけれども、お願いいたします。

それでは、荒牧委員、御発言を御希望ですね。

○荒牧委員　荒牧でございます。感想ということで、全体でコメントをさせていただきます。まず、今回の報告書につきましては、膨大な議論があったと思うのですが、様々な可能性というのを考慮して網羅的かつ簡潔にまとめていただきまして、本当にありがとうございました。ほかの先生も御指摘されたように、現状、いろいろ軸足が定まっていない部分があって不安定と言いますか、先行きが不透明な中での議論だったので、多方面に配慮して最大限のバランスの取れたよい報告書に仕上がっているなというふうに感じております。

一方で、そう遠くない将来に何らかのバランスというか、崩れて状況が大きく変わることも予想されまして、その時点で、また抜本的な議論というのが求められることになると思っておりますけれども、そのときに必要な考え方の指針だったり選択肢であったり、アプローチというか、いろいろなエッセンスが今回の報告書に十分に詰まって検討されているのではないかなというふうに感じております。いずれにしましても、事務方の皆様には本当に大変な作業だったと思っておりますけれども、御尽力に感謝したいと思います。ありがとうございました。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。実積委員、どうぞ。

○実積委員 実積です。先ほど将来の課題のところの議論は、今後重要であるという意見を申し上げたのですけれども、それに関連して、今回の議論内容の周知、つまり、こういった論点が郵便にはあって、こういう検討が進んでいるんだという情報に関しては、もう少し情報公開というか、皆に周知するような努力というのをどこかでやっていく必要があるのではないかなというふうに思っています。

研究者の関与というか、今回の議論の将来の項目にあるのですけれども、需要予測とか、あるいはABCの考え方であるとか、あるいはどういった形でサービスを提供していくのかにつきましては、数少ない専門家の間だけで議論をするだけでは不十分で、衆知を集めるような、ほかの分野の研究者とか、ほかの企業の方々の知見を集めて、それを反映していく工夫というのはどうしても必要だろうと考えます。そのためには、我々が今回議論していた論点に関して、もう少し国民的な関心を高めて衆知を集めるような工夫というのをしていただきたいです。もちろんパブリックコメントというのはそうした手続の1つであるのですけれども、これまでの例からも、パブコメで十分な数の議論が出てくるのはあまり期待できないところです。コストの考え方とか、料金算定の考え方に関して、特に需要自体が少なくなっていく中で、どういった形で料金を算定していくのか。経済的にも合理性があって、公共の福祉というか、社会的な正義感に沿うものであるかというものに関しては、できるだけ多くの専門家の議論をもう少し喚起できるような努力というのを、もちろん学会の努力というのも必要だと思うのですけれども、政府一丸となって皆で意見を集めていくというか、専門的な知見を集めていく仕組みというのを作り上げていっていただきたいと思っております。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。長田委員、どうぞ。

○長田委員 長田でございます。ありがとうございます。皆さん、周知の大切さをおっしゃっておられました。私もそれはとても大切なことだなと思っているのですが、私自身としては、どんどん需要が少なくなっているとはいえ、やはり郵便というのはとても大切な手法だと思っております。信書の秘密をきちんと守っていく組織体としての日本郵便の今後の在り方というのもとても大切にしていっていただきたいなというふうに思っております。その周知の相手方として国民という、もちろんそうなのですが、郵便に関わる

方々にも今こういう議論が行われていて、そして守っていくべきものとして思っているからこういう議論が重ねられているのだというところも御理解いただいて、会社として、社員の皆さんへの研修も含めてですけれども、大きな理解の下で頑張っていっていただければいいのではないかなというふうに思っています。

以上です。

○山内主査　ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

これは皆様の御感想、御意見ということですので特に、何か事務局のほうでお気づきの点があればいかがでしょうか。

○折笠郵便課長　ありがとうございます。今ほどいただいた御意見、特に外に向けて発信していくという点についていただいた点が多数あるかと思しますので、頂戴した点も踏まえて今後取り組んでまいりたいと思います。本当にありがとうございます。

○山内主査　どうもありがとうございました。

(2) その他

○山内主査　それでは、本日の議題は以上で終了ということになります。

最後に、事務局から御連絡等あればお願いいたします。

○折笠郵便課長　長期間にわたりまして、非常に貴重な御議論を多数頂戴いたしまして、本当にありがとうございます。また、おっしゃられていたように議論の範囲等の面で若干不自由な点もございまして、大変失礼いたしました。今回お取りまとめいただきました報告書につきましては、主査と御相談の上、必要な修正等を行いまして、委員の皆様にご送りをさせていただきます。その上で、先ほどもございましたように、6月5日に開催予定の郵政政策部会におきまして、山内主査から報告書について御報告いただきまして、部会で御審議をいただく予定でございます。その後、郵政政策部会でお認めいただけましたら、答申案という形でパブリックコメントの手続が行われるものと承知しております。引き続き、どうぞよろしくをお願いいたします。

○山内主査　ありがとうございました。

閉　　会

○山内主査　それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了とさせていただきます。

本委員会は今回をもちまして終了であります。委員の皆様におかれましては、多様な観点から、また精力的に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

(以上)